


<p>項目</p>	<p>伝染性紅斑の流行について（警報）</p>
<p>配付資料</p>	<p>伝染性紅斑の流行について（警報）</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>1 公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、広く道民に注意を喚起し、もって道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業における小児科定点からの報告 標記事業に係る北見保健所管内の小児科定点医療機関から報告される2019年第41週（10月7日～10月13日）分の伝染性紅斑患者数が国の定める警報レベルに達しましたので、お知らせします。</p> <p>3 伝染性紅斑予防のポイント ・飛沫感染、接触感染するため、感冒様（かぜ）症状の者に近づくことを避けるよう注意することが重要です。</p>
<p>担当</p>	<p>北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室） 健康推進課長 水口 真弓 電話 0157-24-4173</p> <div style="text-align: right;">  <p>オホーツク cool! ール</p> </div>

伝染性紅斑の流行について（警報）

令和元年（2019年）10月16日（水）15：00

北海道北見保健所
（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室）
TEL 0157-24-4173 FAX 0157-24-4199

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第41週（2019年10月7日～2019年10月13日）に、北見保健所管内の小児科定点医療機関から報告される伝染性紅斑患者報告数が、1医療機関あたり、国の定める警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。今後、北見保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 伝染性紅斑の予防

- ・伝染性紅斑の原因病原体であるヒトパルボウイルスB19（以下、B19）は飛沫感染及び接触感染するため、患者との接触を避けることが重要です。また、予防接種はなく、治療は対処療法となります。
- ・万が一、妊婦が感染した場合には、胎児の状態を注意深く観察することが重要です。

2 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、リンゴ（ほっぺ）病とも呼ばれ、B19の感染によって引き起こされる感染症で、感染成立から10～20日間程度の潜伏期間の後、頬に境界鮮明な赤い発疹が現れ、続いて手足に網目状・レース状・発疹・発熱などの症状が出現します。これらの発疹は1週間前後で消失しますが、中には長引くものや、一度消えた発疹が短期間のうちに再度出現することがあります。

また、成人では関節痛・頭痛等が現れますが、ほとんどは自然に回復します。

なお、頬に発疹が出現する7～10日程度前に、微熱や感冒様（かぜ）症状などの前駆症状がよく起こり、この時期のウイルス排泄量が最も多いですが、発疹が出現する時期のウイルス排泄量はほとんどありません。

感染症発生動向調査によると、5～9歳の患者が最も多く、次いで0～4歳が多いです。

3 その他

(1) 最近5週における小児科定点医療機関からの伝染性紅斑患者報告状況

（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第37週 (9/9～9/15)	第38週 (9/16～9/22)	第39週 (9/23～9/29)	第40週 (9/30～10/6)	第41週 (10/7～10/13)
北見保健所	0.75	1.00	1.00	1.50	2.00(※)
全道	0.51	0.22	0.41	0.41	-
全国	0.67	0.46	0.56	0.64	-

※第41週の患者報告数は速報値。

(2) 伝染性紅斑警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の小児科定点医療機関を受診した伝染性紅斑患者数が、国立感染症研究所において設定した警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<伝染性紅斑警報レベル>

	警報開始基準値	警報継続基準値
1 定点あたり患者数（人）	2	1

*全道の発生状況については、北海道立衛生研究所北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）